

## 【注意喚起(感染予防の徹底、行事の開催等について)】 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について

各位

ご承知のとおり、新型コロナウイルス(COVID-19)の感染が拡大しています。

その毒性は、中国でも湖北省を除けば、致死率 0.4%程度との報道もあり(2/19NHK)、現状ではアジアインフルエンザ(0.53%)と同等で、スペインインフルエンザ(2.0%)より低く、流行状況は季節性インフルエンザに遠く及びませんが、引き続き、飛沫(くしゃみ、咳など)による感染の予防、及び信頼性が高い情報源からの情報収集に努めていただくようお願いいたします。また、症状のない人も、それぞれが一日の行動パターンを見直し、対面で人と人との距離が近い接触(互いに手を伸ばしたら届く距離)が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされるような環境に行くことをできる限り、回避して下さい。

今般、国立環境研究所としての当面の措置を含め、以下のとおり、注意喚起させていただきます。状況に応じて内容を改定する場合がありますので、今後とも留意下さい。なお、新型コロナウイルス対策をうたった攻撃メールや特殊詐欺も増えることが見込まれることにも注意下さい。

### 1. 個人の感染予防

#### ① 手指衛生および咳エチケット

感染症の予防の基本は、手指衛生、咳エチケット及びうがいの徹底です。

アルコール消毒薬の利用が有効とされていますが、アルコール消毒薬を利用できない場合であっても、水道水と石鹸による十分な手洗いは有効とされています。特に外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗って下さい。

くしゃみや咳が出るときは、マスクの着用、ティッシュ・ハンカチなどにより鼻と口を覆うことを心がけましょう。それが難しい場合は、袖や上着の内側で覆いましょう。

#### ② 公共交通機関の利用や多くの方が集まる行事等の参加

人混みやバスのつり革などを触ることによる感染がありえますので、特に手指衛生、咳エチケット及びうがい(上記①)の実施を心がけて下さい。

混雑を避けるため、フレックスタイムやゆう活を活用した時差出勤を希望される場合は、必要に応じて、雇用責任者や人事課にご相談下さい。

#### ③ 風邪症状、体調不良の兆候を感じた場合

発熱した場合はもちろん、体調不良の兆候が見られる場合にも、休暇を取得し、外出を控えて下さい。免疫不全あるいは基礎疾患等のある方は、特に留意下さい。

発熱があった場合、2回/日程度以上検温し、記録して下さい。

季節性インフルエンザであっても、発症後 5 日経過し、かつ解熱後 2 日経過するまでは、他の方への感染性があります。発熱を含む病状が収まったとしても、直ちに出勤することが適切ではない場合があります。解熱剤の服用により平熱になった場合は、症状が消失したと判断しないで下さい。

特に次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」※にご相談下さい。相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合は、マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診して下さい。

(ア) 風邪症状や 37.5℃ 以上の発熱が4日以上(基礎疾患等のある方は2日程度)続いている(解熱剤を服用している場合も含む)

※相談・受診の目安 <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

※帰国者・接触者相談センター

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

(イ) 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

## 2. 多くの方が集まる行事等の開催を予定している場合

必要で延期やオンライン化等が困難な行事等を開催する場合、手指衛生、咳エチケット及びうがい(上記 1①)の徹底や風邪のような症状がある方は参加を控えていただくことを呼びかけるほか、できるだけ、参加者の密着やビッフェ方式懇親会を避ける、会場の入口にアルコール消毒液を設置する、などの対応を検討して下さい。

行事等への参加については、必要性和前文や上記と同様の措置が講じられているかを踏まえて判断下さい。

## 3. 流行地域から帰国した方、または流行地域滞在者と長時間行動をともにされた方(以下「接触者」)

14日間の健康観察(2回/日の検温など)を行って下さい。感染を疑う症状がある場合は、最寄りの保健所に連絡の上、医療機関を受診する、あるいは、「帰国者・接触者相談センター」にご相談下さい。  
※接触者においては、現時点における厚労省の Q&A では、発熱や呼吸器症状を呈していない限り、出勤停止は求められていません。

## 4. 新型コロナウイルス感染症と診断された場合

職員就業規則第 60 条、任期付職員就業規則第 60 条及び契約職員就業規則第 55 条に基づき、出勤停止を命じます。

新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、電話やメール等により、必ず上司に報告するとともに、医師の診断書の入手を調整して下さい。報告を受けた上司の方は、総務課衛生管理係へ必ず連絡して下さい。

療養後、「治癒し、他への感染のおそれがない」状態になってから出勤が可能となります。出勤再開の時期については、保健所または受診した医療機関の医師の指示に従って下さい。

なお、出勤停止期間中の給与は減額されません。(月の初日から末日までの全期間にわたって通勤しないこととなる場合には通勤手当は支給されません。)

### <参考>

首相官邸ウェブサイト. 新型コロナウイルス感染症に備えて

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

外務省 海外安全 HP <https://www.anzen.mofa.go.jp/> (国別の感染危険レベル)

FORTH(厚生労働省検疫所)HP <https://www.forth.go.jp/index.html> (海外渡航者のための感染症情報)

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

厚生労働省 新型コロナウイルスに関する Q&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

厚生労働省 電話相談窓口 TEL03-3595-2285(受付時間 9:00~21:00)